



講師 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
教育支援部主任研究員 横尾 俊 氏



注目されているテーマということもあり、教育関係者・福祉関係者と幅広く御参加いただきました。
前半は京都府スーパーサポートセンターより、昨年度実施した研究の報告をし、後半は「インクルーシブ教育システム構築に向けての現状と課題」という題で独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の横尾俊氏より御講演いただきました。

1 インクルーシブ教育システム構築に関する動向

【インクルーシブ教育システム推進の流れ】

- 平成19年9月 障害者の権利に関する条約 署名
- 平成23年8月 障害者基本法 改正
- 平成24年7月 中教審初中分科会
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
- 平成25年6月 障害者差別解消法制定
- 平成25年9月 学校教育法施行令 一部改正
- 平成26年1月 障害者の権利に関する条約 批准
- 平成28年4月 障害者差別解消法施行（4月1日）

※障害者の権利に関する条約に署名し、その後批准するまでに7年かけて準備がされてきた。

インクルーシブ教育システム

…『なるべく同じ場で教育できるようにすることを目指す』

- ・障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと
- ・生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること
- ・個人に必要な「合理的配慮」が提供されること

等が必要とされている。

共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会 より

2 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

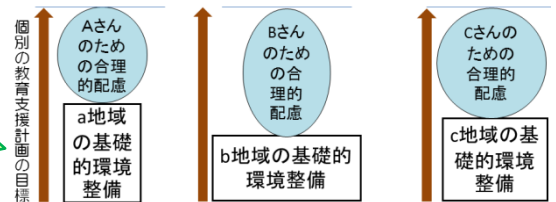
現時点では地域により合理的配慮と基礎的環境整備の範囲が変わる。

ーa地域では基礎的環境整備に含まれているが、b地域では合理的配慮になっている。

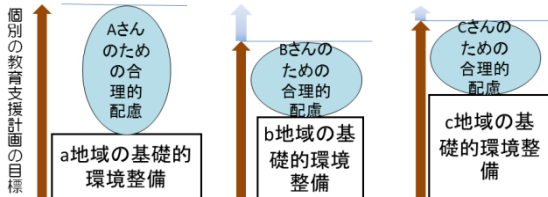
個別の教育支援計画の目標がそれぞれ同じだとすると、達成するために必要な基礎的環境整備と合理的配慮の範囲はそれぞれ変わってくる。

例えば、a地域では基礎的環境整備が整っているため、Aさんへの合理的配慮が他の地域と比べると小さいが、b地域では基礎的環境整備a地域より範囲が狭いため、目標を達成するためのBさんへの合理的配慮の量がAさんと変わってくる。

<合理的配慮と基礎的環境整備の関係模式図>



<変更 (Modification)> (例)



Aさんは基礎的環境整備と合理的配慮があって、通常の子もと同じ目標を達成することができるが、BさんはCさんは本人に合わせた目標の設定が必要なため、達成目標を変更する。将来的には同じ目標を目指していくことをふまえて、基礎的環境整備を整え必要な合理的配慮を行っていく。

3 特別支援教育の推進・充実とインクルーシブ教育システム構築

(1) 一人一人の教育的ニーズをしっかりと見る。(個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成)

→他機関との情報共有の際には保護者が同意されている個別の教育支援計画が必要。

(2) 個別に必要な合理的配慮をする。

→目標達成のために行うことが合理的配慮。いわゆる「下駄をはかせる」ことではない。

(3) 特別支援学校のセンター的機能→地域の特別支援教育の専門性を高める。

(4) インクルーシブ教育システム構築→地域のスクールクラスターをつくり、風通しを良くしていく。

4 通常の学級の機能を充実・向上させる研修

<すべての教員に求められる専門性>

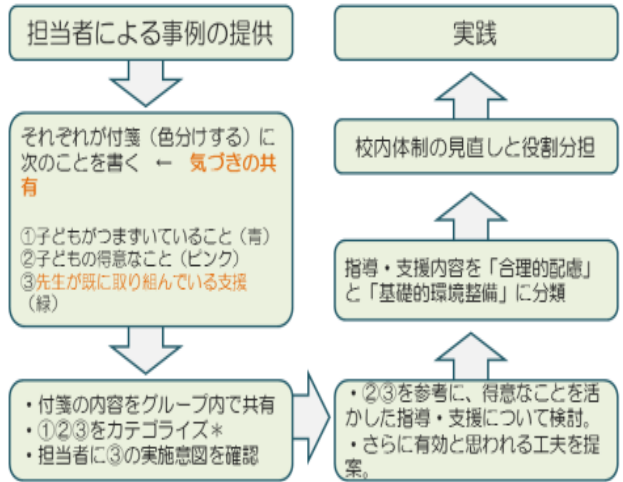
①学級づくり、②授業づくり、③生徒指導 と共に

(1) 特別支援教育に関する知識・技能の活用 (2) 教職員及び関係者との連携・協働 (3) 共生社会の形成に関する意識

<事例を基にした校内研修>

事例を基にした目的

- ・「インクルーシブ教育システム」「合理的配慮」「基礎的環境整備」といった言葉は、すでに教育の中にあることにみんなが気付ける。
- ・先生が今行っている指導や支援が意味のあることだと意識してもらえる。
- ・目の前の子どものことを深く考える機会から、子どもの見方や支援の考え方、一緒に考える体験をしてもらえる。



「合理的配慮」実践事例データベースの活用
「インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)」
(独立行政法人国立特別支援教育HP <http://inclusive.nise.go.jp/>)

ーまとめー

- インクルーシブ教育システムは共生社会の礎
- 合理的配慮は子どもの教育の機会を保障するもの
- インクルーシブ教育システムはゴールではなくプロセス

【参考資料】

『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)概要』
(文部科学省HP)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm

参加者より事前に質問をいただき、講師の先生よりお答えいただきました。(抜粋)



○合理的配慮の考え方について

⇒合理的配慮の考え方は、教育上何をを目指しているかが大切。その目標に対する支援や手立てが求められる。

○生徒指導における合理的配慮の考え方について

⇒発達障害がある生徒の中に、なぜ指導を受けるのかわからない生徒もいる。例えば『停学処分』をうけただけでは、「学校にいかなくていいのだ」と単純に考えてしまうこともありえる。生徒指導は校則の基準通り行われるべきだが、その際に生徒に合わせた教育的手立ては必要。なぜ、指導を受けるのかということを理解してもらうための支援を行うことが合理的配慮であり、例えば懲罰事体を軽くするといったことではない。

○高等学校における評価について

⇒合理的配慮は成績に「下駄をはかせる」ことではない。高等学校における評価については、校内で評価基準を決めておくことや、事前に保護者等に説明しておくことが望ましい。学校側は、なぜこのような評価がついたのかきちんと説明できることが大切。

~参加者アンケートより~

○合理的配慮について何をどのように配慮しなければならないのかが、とてもよくわかった。特に合理的配慮の3観点の内容をどのように充実させていくかは、今迄も今後ともとても重要であると同時に、とても難しい内容であると思った。「今ある資源で、どのように充実させるのか。」今後、さらに検討していきたい。(小学校教員)

○今、どのように進んできているのかがよくわかった。ただ、4月からの法律の実施を前にもあまりにも準備ができていないことが不安。学校としての方針、どのような手続きで合理的配慮を進めていくかを、早急に考えていかなければいけないと思う。入試と直結してくる評価評定の問題も頭が痛い。(中学校教員)

○生徒に寄り添い、理解しようとする姿勢をもって関わることを大切にしているが、別室での対応が頻回になると、甘やかしているのではないかなという意見と言われることもあり、不安になることがあった。今回、講義を聞いて一人で不安になっても仕方ない、生徒の状況を話し合い、(ケース会議を行って)対応していこうという気持ちになった。校内研について提案していきたいと思う。(高等学校教員)

○共に学ぶことを目指した多様な学びの場から、保護者との合意形成を図りながら、子どものよりよい成長のために選択できるようにしたい。スクールクラスターの考え方についても大変勉強になった。リソースを分け合うために個別の教育支援計画がますます大切になってくると感じた。高校での合理的配慮の在り方について考える場になって有難かった。(教育行政関係)